**がん登録等の推進に関する法律 （平成二十五年法律第百十一号）（抄）**

**参考資料４**

（定義）

第二条　この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

２～10　（略）

**がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）（抄）**

（がんの範囲）

第一条　がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

一　悪性新生物及び上皮内がん

二　髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）

三　卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）

イ　境界悪性漿 液性乳頭状のう胞腫瘍

ロ　境界悪性漿液性のう胞腺腫

ハ　境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍

ニ　境界悪性乳頭状のう胞腺腫

ホ　境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫

ヘ　境界悪性粘液性のう胞腫瘍

ト　境界悪性明細胞のう胞腫瘍

四　消化管間質腫瘍（第一号に該当するものを除く。）